

災害に係る感染症対策等について

(1) 避難所における感染症対策

避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底いただきますようお願いいたします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理や、環境由来のカビ（真菌）、食中毒などを含んだ対策についても、徹底いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における感染症対策については、内閣府が公表する「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）※¹」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）※²」等もあわせて、ご参照ください。

(2) 自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症対策にあたっては、下記参考1～4の資料を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

また、事務連絡と併せて配布した衛生的な手洗い等の感染症対策に係るポスター等の各種資料については、自治体職員が避難所や浸水地域を巡回する機会における周知や、ホームページへの掲載、避難所における掲示等により、住民やボランティアの方々に対する周知等の徹底に努めていただくようお願いいたします。

さらに、「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」（暫定版ガイダンス）（日本環境感染学会）については、家屋の清掃等に係る巡回指導の際に参考にさせていただくようお願いいたします。

（参考資料）

- 参考1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyoo.pdf
- 参考2 大規模自然災害の被災地における感染制御支援マニュアル2021（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/other/DICT_manual_gakkaishi.pdf
- 参考3 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」（暫定版ガイダンス）（日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf
- 参考4 災害と感染症ポータル（国立健康危機管理研究機構）
<https://id-info.jihs.go.jp/relevant/disaster/010/disaster.html>

（３）災害時の感染症の専門家の派遣について

被災地における感染症対策にあたっては、要請に応じて、国立健康危機管理研究機構（JIHS）等から感染症対策の専門家を派遣することが可能です。

つきましては、下記（３－１）及び（３－２）をご参照の上、上記専門家派遣について、必要に応じてご対応をお願いします。

（３－１）実地疫学専門家による積極的疫学調査の支援

JIHS では、地方自治体や国からの派遣要請に応じて、実地疫学専門家による積極的疫学調査の支援を行っています※³。

調査協力においては、当該専門家に対し、「感染症危機管理人材養成事業における実地疫学調査協力に関する実施要領（平成 12 年 2 月 17 日国立感染症研究所制定）」に基づく守秘義務が課されており、派遣要請を行った依頼元の承諾なく、調査で得られた情報を外部に公表することはありません。また、当該専門家の支援については、自治体等による費用負担は発生しません。

主な支援内容は下記のとおりです。

- ・ 感染症や食中毒発生時の感染源・感染経路解明を目的とした疫学調査支援
- ・ 病原体専門家と連携した検査体制の強化及び（必要時）高次レベルの検査実施を調整
- ・ 関係機関と連携した感染管理等を含む包括的な事例対応の調整と実施

被災地域・避難所における感染症対策に関し、実地疫学専門家による支援を希望する場合は、以下の連絡先にご連絡いただくようお願いします。

＜連絡先＞ 下記の両方の連絡先にご連絡ください。

■ 国立健康危機管理研究機構

国立感染症研究所応用疫学研究センター

162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1

TEL 03-5285-1111（代）/FAX 03-4582-2759

電子メールアドレス：outbreak@nih.go.jp（砂川宛て）

■ 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-3595-2257（直通）/FAX 03-3581-6251

電子メールアドレス：SARSOPC@mhlw.go.jp

（３－２）感染症の専門家による被災地の避難所等における感染症対策の支援

災害時感染制御チーム（Disaster Infection Control Team：DICT）は、災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チームです。この点、防災基本計画（令和６年６月２８日修正）※^４において、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請することについて規定しています。

厚生労働省では、平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うため、令和６年１０月１日に、厚生労働省の委託事業として DICT 事務局を国立国際医療研究センター（現 JIHS）内に設置しました。

自治体等からの DICT 事務局への派遣要請に基づいて、感染症に関する知見を有する医師、看護師等から構成される DICT を派遣し、地方公共団体等と連携して避難所等における衛生環境の維持に取り組みます。当該 DICT の支援については、自治体等による費用負担は発生しません。

主な支援内容は以下のとおりです。

- ・ 感染症対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応
- ・ 避難所等において感染症対策の支援を行う DICT の派遣（※）

※DICT は、感染症対策のための薬剤処方や予防接種に係る助言、技術的支援なども実施します。

当該 DICT の支援を希望する場合は、以下の連絡先にご連絡いただくようお願いします。

＜連絡先＞

■ 国立健康危機管理研究機構

国際感染症危機管理対応推進センター（DICT 事務局）

162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

TEL 03-3202-7181（代）【内線：5896/4992】

電子メールアドレス：dict@jihs.go.jp（DICT 事務局担当者宛て）

（４）感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項においては、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除（※）を実施できることとなっています。

※新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等におけるねずみ族、昆虫等の駆除については、感染症法第 44 条の 4 第 1 項の規定に基づき、政令で定められた場合に限りです。

また、費用面についても、被害地域における消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除については、都道府県、保健所設置市又は特別区が、感染症法に基づき、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、一般家屋における洪水・浸水など水害時の消毒方法については、日本環境感染学会のガイダンス※⁵をご参照ください。

（５）消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整について

感染症法に基づく消毒及び害虫等対策の実施に際しては、貴管内の市町村とも相談をして、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況についても把握しつつ実施していただくよう願います。また、消毒液や委託業者の人手について不足が生じる場合は、円滑かつ適切に実施できるように調整いただくようよろしくお取り計らい願います。

なお、当該調整がつかない場合は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課までご連絡いただくよう願います。

（６）がれきの撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨について

消毒を行う前提となるがれきの撤去等に際して、汚泥から生じるレジオネラ菌を含む微細な水滴を多量に吸引した場合には、レジオネラ症を発症する可能性があるため、特にがれきの撤去等の作業に専門的に従事する方については、防じんマスクの着用を推奨していただくよう願います。

（注記）

※１ 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和６年１２月改定）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf>

※２ 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和６年１２月改定）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf

※３ 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所応用疫学研究センターに設置された、実地疫学専門家養成コースにおいて、感染症や食中毒等の健康危機管理事例が集団発生した場合に現地で迅速に積極的疫学調査を行う人材を養成しており、当該専門家が感染症法第１５条の規定に基づく積極的疫学調査の支援を行っている。

国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト

<https://id-info.jihs.go.jp/>

※４ 防災基本計画（令和６年６月２８日修正）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf

※５ 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法（暫定版ガイダンス）（日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf